

日税FPメルマガ通信



2026年8月20日発行
編集: 税理士 FP 実務研究会事務局
(株)日税ビジネスサービス
東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

第463号

◆家族信託への誤解

＜家族信託への誤解＞

家族信託について目にする誤解、誤ったイメージとして以下のようなものがあります。

・収益不動産を複数保有している地主や金融資産を数億円以上保有している企業オーナー等が利用するもの

・資産家の相続対策(≒節税対策)の一環として行うもの

確かにこういう側面があるのは事実かも知れませんが、後述の通り、家族信託は実は【普通の家庭】でも必要になる局面は多いのです。

これはあくまでも私見ですが、上記のような誤解、誤ったイメージが広がるのは、多くの場合に家族信託コンサルティングの手数料体系が信託財産額比例(信託財産額×手数料率)になっていることから、信託財産額の多い案件でないとコンサルタントが受けたがらないということも一因ではないのかと思います。

＜実際にどのような局面で家族信託が必要になるか＞

家族信託が必要になるのは例えばこのような局面です。

・親御さんの施設入居代金を、親御さん名義の不動産売却で捻出する必要があるが、売却できる前に親御さんが認知症になってしまったらどうしよう

・高齢で一人暮らしの親御さんには金融機関の預金がそれなりにあるので、もしトクリュウの被害にあったらどうしよう

つまり、財産の多寡というよりも、その財産が動かせなくなったらどうしよう、その財産をしっかりと守るためにはどうしよう、といったことが重要なのであり、その意味では資産家よりも、むしろ普通の家庭においてこそ活用を検討していく必要がある制度とも言えるかも知れません。

もう少し具体的なイメージで申し上げると、家族信託は以下のような局面で、各々個別の信託スキームとしても、①～③の一連の信託スキームとしても検討が可能であり、上で述べたように、資産家に限らず、ご自宅と金融資産数千万円といった普通の家庭にも必要な時がくるかも知れない仕組みとお考えいただければと思います。

ここで信託！①

ここで信託！②

ここで信託！③



No.	信託の狙い	実現が期待できる効果
①	不動産売却をスムーズに行う信託	・受託者名義で売買取引を行うので 認知症対策 になる
②	売却代金を管理するための信託	・信託口座で売却代金を 保全 、費用支払いも受託者が実施 ・信託金銭で不動産を購入して 相続対策 を図ることも可能
③	不動産の管理、承継のための信託	・不動産管理信託で、 管理負担の軽減と円滑な資産承継 を実現

株式会社日税経営情報センター

2018 年創業。全国の中小企業や経営者に対して、顧問税理士と共に経営に関する専門的なコンサルティング及び、M&A をはじめとした資産・事業承継を検討から実行までのサービスを提供している。

■■■■ 著作権 など ■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。

参考

日税経営情報センター コラム (信託): <https://www.nbs-nk.com/column/index.php?category=trust>